

## 大阪狭山市男女共同参画学習活動助成要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民等による男女共同参画に関するグループ学習活動や指導者養成研修会等への参加を奨励し、その推進を図るため、市が男女共同参画学習活動に必要な経費の一部を助成するものとし、その交付については、補助金等交付の適正化に関する規則（昭和50年大阪狭山市規則第2号）及びこの要綱に定めるところによる。

### (助成の対象及び助成額)

第2条 助成金の交付対象となる活動及び経費並びに助成金の額は、別表のとおりとする。

### (交付申請)

第3条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪狭山市男女共同参画学習助成金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

### (助成金の交付決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金を交付することを適当と認めたときは、助成金の交付を決定する。

### (助成金の交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定により助成金の交付を決定したときは、大阪狭山市男女共同参画学習活動助成金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

### (助成金の交付請求)

第6条 助成金の交付決定の通知を受けた者は、大阪狭山市男女共同参画学習活動助成金交付請求書（様式第3号）により市長に請求しなければならない。

### (実績報告)

第7条 助成金の交付を受けた者は、事業が終了したときは、速やかに大阪狭山市男女共同参画学習活動実績報告書（様式第4号）に別表の右欄に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

附 則（平成11年8月2日要綱第37号）

この要綱は、公布の日から施行する。